**報酬を支給する者の届出書**

（選挙事務員等の届出書）

　公職選挙法第１９７条の２第２項の規定により報酬を支給する者を

次のとおり届け出ます。

　　令和５年４月　　日

候補者

福知山市選挙管理委員会

　　委員長　氷上正喜　　様

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　　所 | 年齢 | 性別 | 使用する  者 の 別 | 使用する期間 | 備考 |
|  |  |  |  | 事･車･手･要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手・要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手・要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手・要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手・要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手・要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手・要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手・要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手･要 | ／　 ～　／ |  |
|  |  |  |  | 事･車･手･要 | ／　 ～　／ |  |

【備考】　1　「使用する者の別」には、選挙運動のために使用する事務員は「事」を、専ら公職選挙法第１４１条第１項の規定により選挙運動のために使用される自動車上における選挙運動のために使用する者は「車」を、専ら手話通訳のために使用する者は「手」を、専ら要約筆記のために使用する者は「要」を○で囲むこと。

　　2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合は、その旨

を備考欄に記載すること。